

住居表示事業の概要

令和4年11月

厚 木 市

ふれあいの家庭づくり
ふれあいの地域づくり
ふれあいのまちづくり



目 次

I 厚木市住居表示事業概要

| | |
|----------|---|
| 市の概要 | 1 |
| 住居表示事業概要 | 2 |

II 厚木市住居表示関係法令例規集

| | |
|---------------------|----|
| 住居表示に関する法律 | 23 |
| 住居表示に関する法律施行令 | 27 |
| 地方自治法（抄） | 28 |
| 地方自治法施行令（抄） | 28 |
| 厚木市住居表示に関する条例 | 29 |
| 厚木市住居表示に関する条例施行規則 | 30 |
| 厚木市附属機関の設置に関する条例（抄） | 36 |
| 厚木市住居表示審議会規則 | 37 |
| 厚木市住居表示実施基準 | 39 |



厚木市住居表示事業概要



市の概要

1 位置と地勢

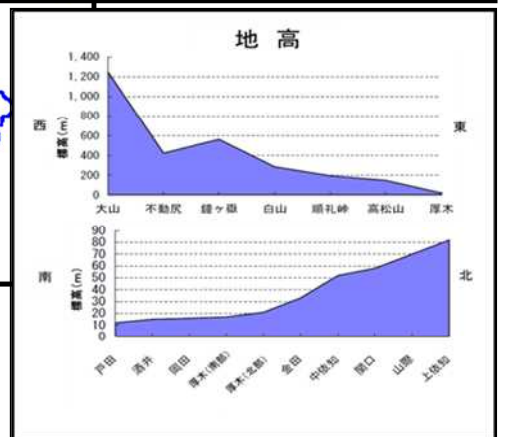
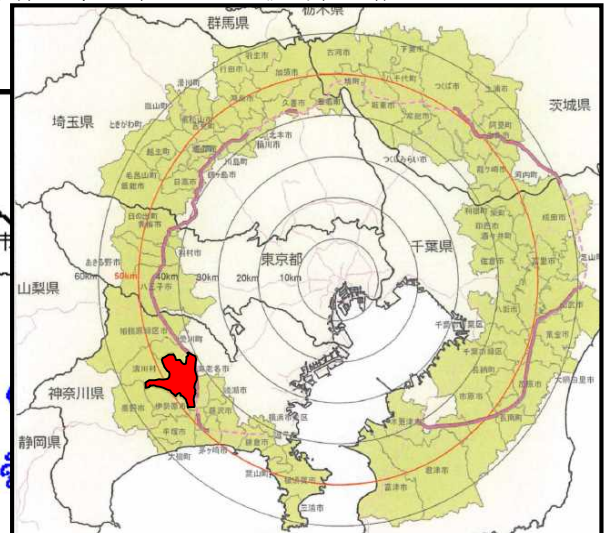
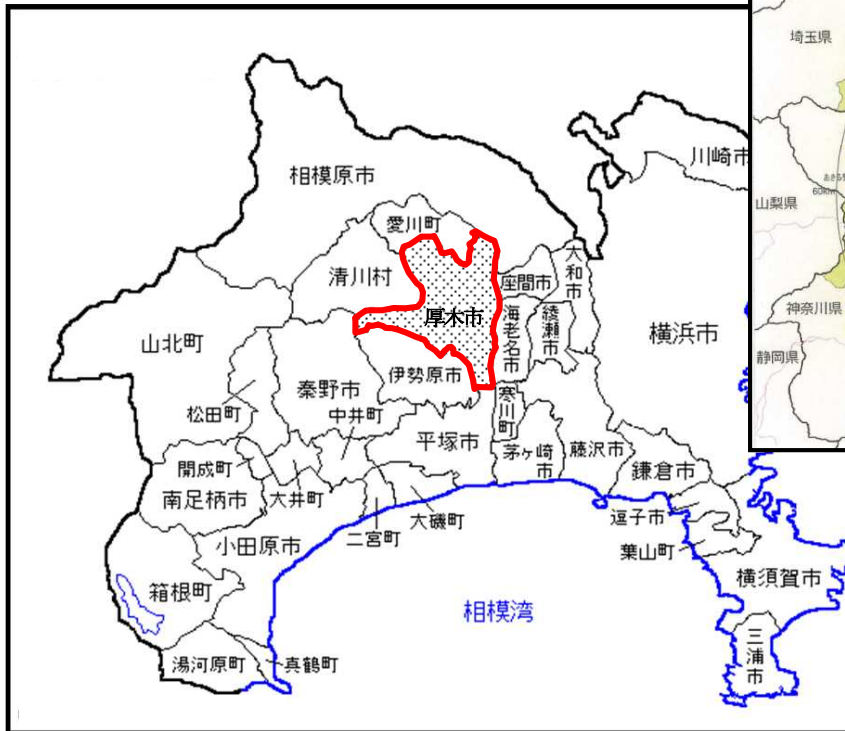
厚木市は神奈川県中央に位置し、相模川の右岸の洪積台地と洪積平野を含む扇状の地形で、丹沢山塊に連なる西北部の丘陵地帯と、そこから東西に穏やかに開けた平野部からなっており、市街地は三河川の合流点の右岸に位置し、文化、産業、交通の要衝で東京へ46km、横浜へ32kmという地理的条件に恵まれている内陸都市であることから、現在では業務核都市として首都圏の機能の一部を担う役割が求められており、これまでの成果と都市機能の集積を生かし、21世紀を展望した厚木らしさの創造に向け、自然環境と調和した特色あるまちづくりを推進している。

2 おいたち

「あつぎ」の地名の由来は、木材の集積地であったところから、アツメギがアツギに変化したとか、アイヌ語のヤオロケシ（寄木）から名付けられたものだという説等があるが定説はない。

江戸時代中ごろには、厚木村として宿場町、産業、生産物の交易の場として発達し、貨物は往来にあふれるほど繁盛を極め、小江戸と呼ばれたものである。

昭和2年に小田急線の開通により、京浜方面への往来が一層活発化し、昭和30年2月1日には町村合併促進法に基づき、厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村の1町4箇村が合併し厚木市制を施行し、更には同年7月に相川村及び依知村の2箇村を、翌年9月には荻野村を編入して今日に至っている。



| | | |
|-----------------------|----------------------|--------------------------|
| 市庁舎 (中町三丁目 17 番 17 号) | 海拔 | 20.3m |
| 市域面積 | 93.84km ² | 距離 東西 13.68km 南北 14.80km |
| 東経 | 139° 21' 56" | 北緯 35° 26' 23" |

住居表示事業概要

1 住居表示事業概要

本市の住居表示は、昭和40年4月の緑ヶ丘地区を初めとし、同年7月から昭和42年4月までは、小田急本厚木駅を拠点とする中心市街地において実施しました。

その後、平成元年12月までは、土地区画整理事業地または大規模宅地造成地において、その事業完了に併せて実施しましたが、中心市街地を除く既成市街地においては住居表示が未整備であることから、平成2年3月から平成3年11月にかけて、市街地で最大規模である妻田地区において実施しました。

平成2年10月、既成市街地等における今後の住居表示実施の指針として、住居表示整備事業計画（第一次）を策定し、本事業を総合計画実施計画に位置付けて、平成4年11月に岡田地区、平成7年11月に戸室地区、平成9年2月に温水西地区、同年11月にまつかげ台、みはる野地区、平成10年11月に緑ヶ丘五丁目地区及び宮の里地区（区域拡大）、平成12年11月に及川東部地区、平成13年2月に林地区、平成15年5月に三田南部地区、平成17年11月に恩名地区を実施しました。

また、平成17年12月には、住居表示を整備すべき市街化区域のD I D地区（人口集中地区）を中心に、住居表示整備事業を継続的・効率的に推進するため、住居表示実施事業対象地域を抽出し、事業推進の指針として第二次住居表示整備事業計画を策定し、平成24年11月に愛甲地区、平成28年10月に下依知地区、令和元年10月に三田地区、令和4年10月11日に飯山地区を実施しました。

（住居表示実施地区の概要）

| | |
|---------|-----------------------|
| (1) 面積 | 1,951ha |
| (2) 実施率 | 60.9%（市街化区域面積比） |
| (3) 世帯数 | 63,662世帯（令和4年11月1日現在） |
| (4) 人口 | 135,180人（令和4年11月1日現在） |
| (5) 町数 | 116町 |
| (6) 街区数 | 2,732街区 |

2 住居表示実施状況

別表1のとおり

3 町の区域の設定状況

町の区域の設定については、住居表示の実施により新たな町として定め、それに伴い字の区域を廃止したものである。（別表2のとおり）

4 住居表示街区案内板の設置状況

別表3のとおり

5 住居番号表示板及び住居表示街区表示板（別紙図面参照）

住居表示の効果を高めるため、住居番号表示板は、厚木市住居表示に関する条例施行規則に基づくもので関係住民に配付しており、住居表示街区表示板は、街区方式による住居表示の実施基準（総務省）により設置し、色彩については住居番号表示板に合わせている。

厚木市住居表示実施状況表

No. 1

| 新町名 | 面積 (ha) | 実施時街区数 | 実施時世帯数 | 実施年月日 | 摘要 |
|---------------|--------------|------------|--------------|---------|--------------|
| 緑ヶ丘一丁目 | 7.3 | 18 | 152 | 昭40.4.1 | |
| 緑ヶ丘二丁目 | 6.6 | 15 | 106 | | |
| 緑ヶ丘三丁目 | 4.7 | 9 | 406 | | |
| 緑ヶ丘四丁目 | 10.0 | 7 | 533 | | |
| 計 4 町 | 28.6 | 49 | 1,197 | | |
| 松枝一丁目 | 9.5 | 13 | 175 | 昭40.7.1 | |
| 松枝二丁目 | 6.6 | 8 | 47 | | |
| 元町 | 12.8 | 18 | 399 | | |
| 寿町一丁目 | 4.7 | 12 | 270 | | |
| 寿町二丁目 | 8.3 | 10 | 260 | | |
| 寿町三丁目 | 11.9 | 15 | 156 | | 街区符号3番欠番 |
| 水引一丁目 | 15.7 | 17 | 109 | | |
| 水引二丁目 | 17.0 | 12 | 23 | | |
| 中町一丁目 | 6.8 | 8 | 199 | | |
| 中町二丁目 | 10.1 | 14 | 331 | | |
| 中町三丁目 | 11.7 | 18 | 180 | | |
| 栄町一丁目 | 11.4 | 17 | 103 | | |
| 栄町二丁目 | 11.3 | 10 | 29 | | |
| 計 13 町 | 137.8 | 172 | 2,281 | | |
| 幸町 | 5.8 | 11 | 353 | 昭41.4.1 | |
| 旭町三丁目 | 13.4 | 25 | 505 | | |
| 旭町四丁目 | 29.8 | 18 | 145 | | |
| 旭町五丁目 | 22.5 | 43 | 332 | | 街区符号10、11番欠番 |
| 田村町 | 11.9 | 8 | 235 | | |
| 計 5 町 | 83.4 | 105 | 1,570 | | |
| 厚木町 | 4.4 | 6 | 169 | 昭42.4.1 | |
| 東町 | 5.2 | 9 | 218 | | |
| 計 2 町 | 9.6 | 15 | 387 | | |
| 吾妻町 | 5.5 | 1 | — | 昭47.6.1 | |
| 計 1 町 | 5.5 | 1 | — | | |
| 王子一丁目 | 12.4 | 12 | 55 | 昭49.2.1 | |
| 王子二丁目 | 6.3 | 15 | 3 | | |
| 王子三丁目 | 5.5 | 3 | — | | |
| 計 3 町 | 24.2 | 30 | 58 | | |

| 新町名 | 面積 (ha) | 実施時街区数 | 実施時世帯数 | 実施年月日 | 摘要 |
|--------------|--------------|------------|------------|----------|-----------|
| 毛利台一丁目 | 17.4 | 29 | — | 昭52.2.1 | |
| 毛利台二丁目 | 11.2 | 26 | — | | |
| 毛利台三丁目 | 15.6 | 39 | 6 | | |
| 計 3 町 | 44.2 | 94 | 6 | | |
| 鳶尾一丁目 | 19.4 | 38 | 68 | 昭52.3.30 | |
| 鳶尾二丁目 | 22.8 | 28 | 36 | | |
| 鳶尾三丁目 | 12.8 | 6 | — | | |
| 鳶尾四丁目 | 13.7 | 27 | 6 | | |
| 鳶尾五丁目 | 19.0 | 26 | 1 | | |
| 計 5 町 | 87.7 | 125 | 111 | | |
| 中町四丁目 | 7.1 | 16 | 91 | 昭56.3.21 | |
| 泉町 | 7.2 | 18 | 220 | | |
| 旭町一丁目 | 12.4 | 38 | 305 | | |
| 旭町二丁目 | 10.8 | 19 | 325 | | 街区符号17番欠番 |
| 中町一丁目 | 0.13 | — | — | | 区域拡大 |
| 中町二丁目 | 0.6 | — | 6 | | 区域拡大 |
| 中町三丁目 | 0.07 | — | — | | 区域拡大 |
| 計 4 町 | 38.3 | 91 | 947 | | |
| 宮の里一丁目 | 9.4 | 14 | 20 | 昭58.2.28 | |
| 宮の里二丁目 | 8.1 | 11 | — | | |
| 宮の里三丁目 | 8.7 | 12 | 25 | | |
| 宮の里四丁目 | 8.6 | 11 | — | | |
| 計 4 町 | 34.8 | 48 | 45 | | |
| 森の里若宮 | 45.9 | 13 | — | 昭60.3.1 | |
| 森の里青山 | 46.7 | 25 | — | | |
| 森の里一丁目 | 27.5 | 40 | — | | |
| 計 3 町 | 120.1 | 78 | — | | |
| 森の里二丁目 | 19.5 | 38 | — | 昭61.3.1 | |
| 森の里三丁目 | 21.6 | 37 | — | | |
| 計 2 町 | 41.1 | 75 | — | | |
| 毛利台二丁目 | 0.02 | — | — | 昭61.3.1 | 区域拡大 |
| | 0.02 | — | — | | |
| 森の里二丁目 | 0.6 | — | — | 昭62.3.1 | 区域拡大 |
| | 0.6 | — | — | | |
| 毛利台二丁目 | 0.2 | — | 9 | 昭63.10.1 | 区域拡大 |
| | 0.2 | — | 9 | | |
| 森の里四丁目 | 26.0 | 48 | — | 昭63.12.1 | |
| 計 1 町 | 26.0 | 48 | — | | |

| 新 町 名 | 面積 (h a) | 実施時街区数 | 実施時世帯数 | 実施年月日 | 摘 要 |
|-----------|----------|--------|--------|------------|------|
| 南 町 | 10.3 | 29 | 387 | 平元. 10. 2 | |
| 田 村 町 | 4.8 | 5 | 275 | | 区域拡大 |
| 旭 町 五 丁 目 | 2.6 | 4 | 136 | | 区域拡大 |
| 計 1 町 | 17.7 | 38 | 798 | | |
| 森の里五丁目 | 15.6 | 19 | — | 平元. 12. 1 | |
| 計 1 町 | 15.6 | 19 | — | | |
| 妻田南一丁目 | 24.6 | 24 | 382 | 平2. 3. 12 | |
| 妻田東一丁目 | 21.0 | 24 | 740 | | |
| 妻田東二丁目 | 11.9 | 30 | 368 | | |
| 妻田東三丁目 | 22.3 | 39 | 420 | | |
| 計 4 町 | 79.8 | 117 | 1,910 | | |
| 妻田南二丁目 | 7.1 | 13 | 176 | 平2. 11. 26 | |
| 妻田西一丁目 | 27.3 | 33 | 424 | | |
| 妻田西二丁目 | 18.4 | 26 | 389 | | |
| 妻田西三丁目 | 19.0 | 30 | 493 | | |
| 計 4 町 | 71.8 | 102 | 1,482 | | |
| 妻田北一丁目 | 17.2 | 19 | 646 | 平3. 11. 25 | |
| 妻田北二丁目 | 17.1 | 24 | 404 | | |
| 妻田北三丁目 | 19.3 | 38 | 825 | | |
| 妻田北四丁目 | 7.3 | 8 | 263 | | |
| 計 4 町 | 60.9 | 89 | 2,138 | | |
| 岡田一丁目 | 17.7 | 14 | 567 | 平4. 11. 24 | |
| 岡田二丁目 | 15.1 | 17 | 272 | | |
| 岡田三丁目 | 23.6 | 17 | 55 | | |
| 岡田四丁目 | 48.1 | 31 | 566 | | |
| 岡田五丁目 | 39.3 | 22 | 401 | | |
| 旭 町 四 丁 目 | 1.1 | — | 2 | | 区域拡大 |
| 計 5 町 | 144.9 | 101 | 1,863 | | |
| 戸室一丁目 | 23.3 | 42 | 1,328 | 平7. 11. 20 | |
| 戸室二丁目 | 19.3 | 24 | 454 | | |
| 戸室三丁目 | 11.3 | 17 | 545 | | |
| 戸室四丁目 | 13.7 | 23 | 559 | | |
| 戸室五丁目 | 27.8 | 32 | 1,213 | | |
| 計 5 町 | 95.4 | 138 | 4,099 | | |
| 温水西一丁目 | 21.9 | 27 | 276 | 平9. 2. 17 | |
| 温水西二丁目 | 15.8 | 37 | 254 | | |
| 計 2 町 | 37.7 | 64 | 530 | | |
| ま っ け 台 | 23.9 | 58 | 795 | 平9. 11. 17 | |
| みはる野一丁目 | 19.2 | 50 | — | | |
| みはる野二丁目 | 15.0 | 36 | — | | |
| 鳶尾五丁目 | 0.8 | — | — | | 区域拡大 |
| 計 3 町 | 58.9 | 144 | 795 | | |

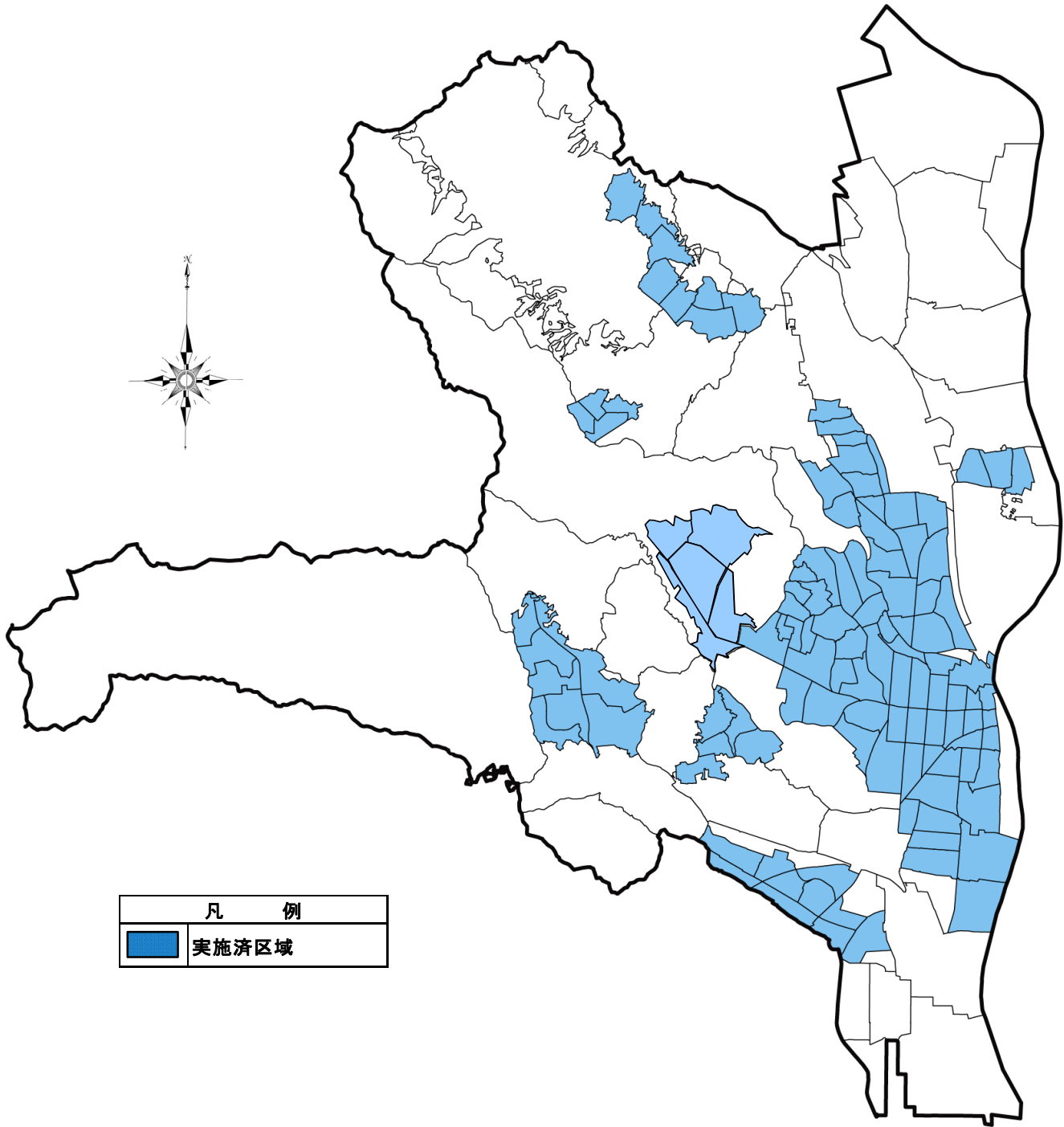
| 新 町 名 | 面積 (h a) | 実施時街区数 | 実施時世帯数 | 実施年月日 | 摘 要 |
|---------------|--------------|------------|--------------|-----------|------|
| 緑ヶ丘五丁目 | 24.0 | 18 | 451 | 平10.11.9 | |
| 宮の里一丁目 | 1.6 | — | — | | 区域拡大 |
| 宮の里二丁目 | 0.1 | — | — | | 区域拡大 |
| 計 1 町 | 25.7 | 18 | 451 | | |
| 及川一丁目 | 14.5 | 17 | 613 | 平12.11.13 | |
| 及川二丁目 | 20.3 | 30 | 423 | | |
| 妻田西三丁目 | 0.3 | 1 | 7 | | 区域拡大 |
| 計 2 町 | 35.1 | 48 | 1,043 | | |
| 林一丁目 | 12.4 | 26 | 289 | 平13.2.5 | |
| 林二丁目 | 18.3 | 37 | 911 | | |
| 林三丁目 | 20.7 | 27 | 283 | | |
| 林四丁目 | 19.1 | 28 | 486 | | |
| 林五丁目 | 17.9 | 24 | 140 | | |
| 戸室四丁目 | 0.1 | — | 7 | | 区域拡大 |
| 吾妻町 | 0.3 | 1 | 19 | | 区域拡大 |
| 計 5 町 | 88.8 | 143 | 2,135 | | |
| 三田南一丁目 | 8.8 | 33 | 380 | 平15.5.12 | |
| 三田南二丁目 | 13.4 | 25 | 525 | | |
| 三田南三丁目 | 17.8 | 20 | 477 | | |
| 計 3 町 | 40.0 | 78 | 1,382 | | |
| 恩名一丁目 | 32.9 | 20 | 794 | 平17.11.14 | |
| 恩名二丁目 | 18.6 | 26 | 549 | | |
| 恩名三丁目 | 18.2 | 25 | 519 | | |
| 恩名四丁目 | 27.0 | 16 | 259 | | |
| 恩名五丁目 | 20.9 | 19 | 707 | | |
| 計 5 町 | 117.6 | 106 | 2,828 | | |
| 愛甲一丁目 | 16.2 | 27 | 776 | 平24.11.5 | |
| 愛甲二丁目 | 16.3 | 24 | 804 | | |
| 愛甲三丁目 | 19.0 | 26 | 418 | | |
| 愛甲四丁目 | 12.7 | 22 | 480 | | |
| 愛甲東一丁目 | 13.4 | 26 | 444 | | |
| 愛甲東二丁目 | 11.8 | 18 | 224 | | |
| 愛甲東三丁目 | 24.3 | 24 | 177 | | |
| 愛甲西一丁目 | 12.9 | 17 | 110 | | |
| 愛甲西二丁目 | 11.3 | 25 | 432 | | |
| 愛甲西三丁目 | 21.2 | 28 | 142 | | |
| 計 10 町 | 159.1 | 237 | 4,007 | | |

| 新町名 | 面積 (ha) | 実施時街区数 | 実施時世帯数 | 実施年月日 | 摘要 |
|----------------|--------------|--------------|---------------|-----------|----|
| 下依知一丁目 | 15.7 | 16 | 243 | 平28.10.11 | |
| 下依知二丁目 | 16.6 | 31 | 632 | | |
| 下依知三丁目 | 13.8 | 34 | 462 | | |
| 計 3 町 | 46.1 | 81 | 1,337 | | |
| 三田一丁目 | 6.5 | 15 | 447 | 令元.10.15 | |
| 三田二丁目 | 11.8 | 29 | 708 | | |
| 三田三丁目 | 12.2 | 27 | 597 | | |
| 計 3 町 | 30.5 | 71 | 1,752 | | |
| 飯山南一丁目 | 22.5 | 46 | 689 | 令4.10.11 | |
| 飯山南二丁目 | 22.9 | 40 | 1,079 | | |
| 飯山南三丁目 | 38.5 | 20 | 376 | | |
| 飯山南四丁目 | 17.7 | 25 | 577 | | |
| 飯山南五丁目 | 41.5 | 76 | 1,096 | | |
| 計 5 町 | 143.1 | 207 | 3,817 | | |
| 総計 116町 | 1,951 | 2,732 | 36,913 | | |

令和4年11月1日現在 (人口世帯)

| 市の面積 | 世帯数 | 人口 | 市街地面積 A (都市計画市街化区域面積) | 実施済面積 B | 実施率 B/A |
|-----------------------|---------------|--------------|--------------------------|-----------------------|------------|
| 93.84 km ² | 103,482 世帯 | 224,049 人 | 32.01 km ² | 19.51 km ² | 60.9% |
| | 実施済区域の 世帯数 | 実施済区域の 人口 | 新町数 | 街区総数 | |
| | 63,662 世帯 | 135,180 人 | 116 町 | 2,732 街区 | |

住居表示实施区域图



| 凡 例 | |
|---|-------|
| | 实施济区域 |

| 市街地面積 (市街化区域面積) A | 实施济面積 B | 实施率 B/A |
|----------------------|----------------------|------------|
| 32.01km ² | 19.51km ² | 60.9% |
| 新町数 | | |
| 116町 | | |

町の区域の設定状況一覧表

別表2

| 町名 | 面積 (ha) | 新町に包括される字名 | 法3条議決日 | 法3条市告示日 及び番号 | 住居表示 実施年月日 | |
|---------------------------------|------------|--|---|--|---------------|--|
| | | | 自治法260条議決日 | 自治法260条 県告示日及び番号 | | |
| <small>みどりがおか</small> 緑ヶ丘一丁目 | 7.3 | 林字愛名海道の一部 戸室字愛名道の一部 | 法3条 昭39.6.27 自治法260条 昭39.12.22 | 法3条 昭40.3.25 市告示第7号 昭40.6.7 市告示第15号 自治法260条 昭40.6.11 県告示第361号 | 昭40.4.1 | |
| 緑ヶ丘二丁目 | 6.6 | 林字愛名海道及び鳥井戸の各一部 戸室字愛名道の一部 | | | | |
| 緑ヶ丘三丁目 | 4.7 | 林字鳥井戸の一部 温水字奥原の一部 飯山字奥野の一部 戸室字愛名海道の一部 | | | | |
| 緑ヶ丘四丁目 | 10.0 | 林字愛名海道、吉谷、鳥井戸及び文郷山の各一部 | | | | |
| 新町数 4町 | 28.6 | | | | | |
| <small>まつえ</small> 松枝一丁目 | 9.5 | 厚木字木売場、箕、大六天、永町、外河原及び水引町の各一部 | 法3条 昭39.6.27 自治法260条 昭40.3.25 | 法3条 昭40.6.7 市告示第13号 自治法260条 昭40.6.25 県告示第393号 | 昭40.7.1 | |
| 松枝二丁目 | 6.6 | 厚木字木売場及び箕の各一部 | | | | |
| <small>もと</small> 元町 | 12.8 | 厚木字新田の全部 厚木字外河原、大六天、諏訪海道、立月及び横町の各一部 | | | | |
| <small>ことぶきちよう</small> 寿町一丁目 | 4.7 | 厚木字北天王大縄手の全部 厚木字立月及び諏訪海道の各一部 | | | | |
| 寿町二丁目 | 8.3 | 厚木字立月の一部 | | | | |
| 寿町三丁目 | 11.9 | 厚木字永町の一部 | | | | |
| <small>なかちよう</small> 中町一丁目 | 6.8 | 厚木字南天王大縄手の全部 厚木字八反田及び天王大縄手の各一部 | | | | |
| 中町二丁目 | 10.1 | 厚木字天王大縄手及び中溝の各一部 | | | | |
| 中町三丁目 | 11.7 | 厚木字天王大縄手及び下之谷の各一部 | | | | |
| <small>さかえちよう</small> 栄町一丁目 | 11.4 | 厚木字恩名境の一部 | | | | |
| <small>みずひき</small> 水引一丁目 | 15.7 | 厚木字水引町の一部 | | | | |
| 水引二丁目 | 17.0 | 厚木字戸室境の一部 戸室字清水先及び大井の各一部 | | | | 法3条 昭39.9.30 自治法260条 昭40.3.25 |
| 栄町二丁目 | 11.3 | 厚木字恩名境の一部 恩名字大井の一部 | | | | |
| 新町数 13町 | 137.8 | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------|----------|-------|---|--|---|---|
| さいわい 幸 | ちょう 町 | 5. 8 | 厚木字仲町、御堂前、下町及び鶴田の各一部 | 法3条 昭39. 6. 27 | 法3条 昭41. 3. 14 市告示第9号 | 昭41. 4. 1 |
| あさひちょう 旭町 | 三丁目 | 13. 4 | 厚木字下町、鶴田、御堂前、熊野前、川田前及び下河原の各一部 | 自治法260条 昭40. 12. 22 | | |
| 旭町 | 四丁目 | 29. 8 | 厚木字富士見町の全部 厚木字熊野前、下河原、十羅節、十羅利及び岡田境の各一部 恩名字水向の一部 岡田字榎戸及び上河原の各一部 | 法3条 昭39. 6. 27 昭40. 9. 29 (10、11街区区域変更) 自治法260条 昭40. 12. 22 | 自治法260条 昭41. 2. 22 県告示第103号 | |
| 旭町 | 五丁目 | 22. 5 | 厚木字十羅利の一部 恩名字水向の一部 岡田字榎戸及び北矢の各一部 | 法3条 昭39. 6. 27 昭40. 9. 29 (33～37街区区域変更) 自治法260条 昭40. 12. 22 | | |
| たむら 田村 | ちょう 町 | 11. 9 | 厚木字恩名境の一部 恩名字川本の一部 | 法3条 昭40. 12. 22 自治法260条 昭40. 12. 22 | | |
| 旭町 | 一丁目 | — | 厚木字中溝、下之谷及び十羅利の各一部 恩名字水向の一部 | 法3条 昭39. 6. 27 自治法260条 昭40. 12. 22 | (※ただし、旭町一丁目及び旭町二丁目のうち土地区画整理事業施行区域については換地処分公告の日の翌日から効力が生ずるもの。) | (※土地区画整理事業施行区域の外である旭町二丁目のみが町の区域の設定の効力が発生し、住居表示は未実施。なお旭町一丁目すべてが土地区画整理区域である。) |
| 旭町 | 二丁目 | — | 厚木字八反田、川田前、十羅利及び十羅節の各一部 | | | |
| 新町数 7町 | | 83. 4 | | | | |
| あつぎ 厚木 | ちょう 町 | 4. 4 | 厚木字御堂前の全部 厚木字仲町及び天王町の各一部 | 法3条 昭39. 6. 27 自治法260条 昭42. 2. 14 | 法3条 昭42. 3. 23 市告示第12号 自治法260条 昭42. 3. 7 県告示第192号 | 昭42. 4. 1 |
| ひがし 東 | ちょう 町 | 5. 2 | 厚木字横町の全部 厚木字上町及び天王町の各一部 | | | |
| 新町数 2町 | | 9. 6 | | | | |
| あづま 吾妻 | ちょう 町 | 5. 5 | 妻田字真平田の一部 林字下向田の一部 戸室字宮田の一部 松枝二丁目の一部 | 法3条 昭47. 3. 29 自治法260条 昭47. 3. 29 | 法3条 昭47. 5. 15 市告示第60号 自治法260条 昭47. 5. 23 県告示第569号 | 昭47. 6. 1 |
| 新町数 1町 | | 5. 5 | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|------|---|--|---|----------|
| おうじ 王子一丁目 | 12.4 | 林字北、寺谷及び吉谷の各一部 | 法3条 昭48.9.28 | 法3条 昭49.1.14 市告示第1号 | 昭49.2.1 |
| 王子二丁目 | 6.3 | 林字王子の全部 | 自治法260条 昭48.9.28 | 自治法260条 昭49.1.25 県告示第57号 | |
| 王子三丁目 | 5.5 | 林字文郷山の全部 林字寺谷及び吉谷の各一部 | | | |
| 新町数 3町 | 24.2 | | | | |
| もうりだい 毛利台一丁目 | 17.4 | 温水字三反町及び高坪の各一部 愛名字島崎及び鳥山の各一部 長谷字曾野の一部 | 法3条 昭51.3.29 自治法260条 昭51.3.29 | 法3条 昭52.1.11 市告示第3号 自治法260条 昭51.6.25 県告示第472号 | 昭52.2.1 |
| 毛利台二丁目 | 11.2 | 愛名字鳥山の各一部 長谷字曾野の一部 | | | |
| 毛利台三丁目 | 15.6 | 愛名字遠矢塚及び鳥山の各一部 長谷字曾野及び葛城の各一部 | | | |
| 新町数 3町 | 44.2 | | | | |
| とびお 鳶尾一丁目 | 19.4 | 中荻野字中島、文之塔及び寺ノ下の各一部 下荻野字松洞、水上及び赤坂の各一部 棚沢字下屋敷添の一部 | 法3条 昭51.3.29 自治法260条 昭51.3.29 | 法3条 昭52.3.11 市告示第23号 自治法260条 昭52.3.29 県告示第191号 | 昭52.3.30 |
| 鳶尾二丁目 | 22.8 | 中荻野字山王廻りの全部 中荻野字中島、文之塔、天台、公所ヶ谷、子ノ神谷、子ノ神廻り、芝附及び上中原の各一部 | | | |
| 鳶尾三丁目 | 12.8 | 中荻野字姥谷、中島、子ノ神峰、子ノ神谷及び天台の各一部 | | | |
| 鳶尾四丁目 | 13.7 | 上荻野字堤谷及び宮ノ越の一部 中荻野字子ノ神峰、子ノ神谷、芝附、上中原、宮ノ腰、土佐谷及び道山谷の各一部 | | | |
| 鳶尾五丁目 | 19.0 | 下荻野字鳶尾の全部 上荻野字東谷山附、山王山、山王谷、天神原、堤谷及び宮ノ越の一部 中荻野道山谷の一部 | | | |
| 新町数 5町 | 87.7 | | | | |

| | | | | | |
|--------------------|-------|--|--|--|--|
| 中町四丁目 | 7. 1 | 厚木字下之谷及び中溝の各一部 恩名字水向の一部 | 法3条 昭39. 6. 27 自治法260条 昭54. 9. 25 | 法3条 昭56. 2. 20 市告示第11号 自治法260条 昭56. 3. 20 県告示第217号 | 昭56. 3. 21 (※旭町一丁目及び旭町二丁目については、当初に設定された区域分を含み、また中町一丁目、中町二丁目及び中町三丁目については、区域拡大した部分である。) |
| いずみ ちょう 泉 町 | 7. 2 | 厚木字天王大縄手の全部 厚木字中溝及び八反田の各一部 旭町二丁目の一部 | | | |
| 新町数 2町 | 14. 3 | | | | |
| 旭町一丁目 | 12. 4 | 厚木字中溝、下之谷及び十羅刹の各一部 恩名字水向の一部 | 法3条 昭39. 6. 27 自治法260条 昭54. 9. 25 | 法3条 昭56. 2. 20 市告示第11号 自治法260条 昭56. 3. 20 県告示第218号 (町の区域の変更) | |
| 旭町二丁目 | 10. 8 | 厚木字中溝、十羅刹及び八反田の各一部 旭町二丁目の一部 | | | |
| 中町一丁目 | 0. 13 | 厚木字中溝及び八反田の各一部 | | | |
| 中町二丁目 | 0. 6 | 厚木字中溝の一部 | | | |
| 中町三丁目 | 0. 07 | 厚木字下之谷の一部 | | | |
| 新町数 一 | 24. 0 | | | | |
| みやのさと 宮の里一丁目 | 9. 4 | 中荻野字髯谷、大谷、尼寺、勘造淵及び池ノ谷の各一部 | 法3条 昭57. 9. 24 自治法260条 昭57. 9. 24 | 法3条 昭58. 1. 20 市告示第3号 自治法260条 昭58. 2. 15 県告示第96号 | 昭58. 2. 28. |
| 宮の里二丁目 | 8. 1 | 中荻野字曲谷、大谷、小谷及び髯谷の各一部 飯山字上根岸及び外堀の各一部 | | | |
| 宮の里三丁目 | 8. 7 | 中荻野字曲谷、小谷及び大谷の各一部 | | | |
| 宮の里四丁目 | 8. 6 | 中荻野字大谷、池ノ谷、大久保、勘造淵及び髯谷の各一部 | | | |
| 新町数 4町 | 34. 8 | | | | |
| もりのさとわかみや 森の里若宮 | 45. 9 | 小野字前滝沢の全部 小野字榎田、若宮、松ノ木谷、中尾、奥滝ノ沢、近藤山、清水土、貉谷、榎ノ木及び境林の各一部 愛名字高松の一部 | 法3条 昭59. 9. 25 自治法260条 昭59. 9. 25 | 法3条 昭60. 2. 7 市告示第22号 自治法260条 昭60. 2. 5 県告示第87号 | 昭60. 3. 1 |
| もりのさとあおやま 森の里青山 | 46. 7 | 小野字境林、奥滝ノ沢、中尾、清水土及び榎ノ木の各一部 下古沢字細田の一部 上古沢字雨堤、南、鴻ノ巣、順礼坂、細田及び御子ヶ谷の各一部 | | | |

| | | | | | |
|-----------------|----------------------------------|---|--|--|----------|
| もりのさと 森の里一丁目 | 27.5 | 小野字境林、奥滝ノ沢、大平、榎田、榎ノ木、堀込、源六林、二反沢、後谷、近藤山、手子山、若宮及び峯山の各一部 | | | |
| 新町数 3町 | 120.1 | | | | |
| 森の里二丁目 | 19.5 | 小野字若宮、堀込、後谷、手子山、峯山、大平及び二反沢の各一部 | 法3条 昭60.12.21 自治法260条 昭60.12.21 | 法3条 昭61.2.3 市告示第20号 自治法260条 昭61.2.4 県告示第70号 | 昭61.3.1 |
| 森の里三丁目 | 21.6 | 小野字大平、大沢、手子山、境林及び源六林の各一部 上古沢字南及び鴻ノ巣の各一部 | | | |
| 新町数 2町 | 41.1 | | | | |
| 毛利台二丁目 | 0.02 (246.95 m ²) | 長谷字原の一部 | 法3条 昭60.12.21 自治法260条 昭60.12.21 | 法3条 昭61.2.3 市告示第20号 自治法260条 昭61.2.4 県告示第71号 (町の区域の変更) | 昭61.3.1 |
| 新町数 - | 0.02 | | | | |
| 森の里二丁目 | 0.6 | 小野字並木の一部 | 法3条 昭61.12.19 自治法260条 昭61.12.19 | 法3条 昭62.2.2 市告示第8号 自治法260条 昭62.2.10 県告示第80号 (町の区域の変更) | 昭62.3.1 |
| 新町数 - | 0.6 | | | | |
| 毛利台二丁目 | 0.2 | 愛名字鳥山の一部 | 法3条 昭63.6.23 自治法260条 昭63.6.23 | 法3条 昭63.8.5 市告示第142号 自治法260条 昭63.9.13 県告示第769号 (町の区域の変更) | 昭63.10.1 |
| 新町数 - | 0.2 | | | | |
| 森の里四丁目 | 26.0 | 小野字手子山及び大沢の各一部 上古沢字南、鴻ノ巣及び雨堤の各一部 | 法3条 昭63.9.27 自治法260条 昭63.9.27 | 法3条 昭63.10.26 市告示第173号 自治法260条 昭63.11.25 県告示第944号 | 昭63.12.1 |
| 新町数 1町 | 26.0 | | | | |

| | | | | | | |
|------------------|----------|------|---|--|--|-----------|
| みなみ 南 | ちょう 町 | 10.3 | 温水字沖田の一部 船子字北谷の一部 | 法3条 平1.6.21 | 法3条 平1.9.8 市告示第111号 | 平1.10.2 |
| 旭町五丁目 | | 2.6 | 温水字沖田の一部 恩名字下り町の一部 | 自治法260条 平1.6.21 | 自治法260条 平1.8.29 県告示第738号 (町の区域の設定及び変更) | |
| 田村町 | | 4.8 | 温水字沖田の一部 恩名字下り町の一部 | | | |
| 新町数 1町 | | 17.7 | | | | |
| 森の里五丁目 | | 15.6 | 上古沢字南、雨堤及び順礼坂の各一部 | 法3条 平1.9.25 自治法260条 平1.9.25 | 法3条 平1.10.27 市告示第135号 自治法260条 平1.11.14 県告示第949号 | 平1.12.1 |
| 新町数 1町 | | 15.6 | | | | |
| つまだみなみ 妻田南一丁目 | | 24.6 | 妻田字木売場、向市場、中河原及び下河原の各一部 | 法3条 平1.12.21 自治法260条 平1.12.21 | 法3条 平2.2.16 市告示第26号 自治法260条 平2.2.9 県告示第118号 | 平2.3.12. |
| つまだひがし 妻田東一丁目 | | 21.0 | 妻田字東河原、中河原、下河原及び三家向の各一部 | | | |
| 妻田東二丁目 | | 11.9 | 妻田字東河原、中河原及び向市場の各一部 | | | |
| 妻田東三丁目 | | 22.3 | 妻田字東河原、中村前、伝田、反田及び瀬戸の各一部 | | | |
| 新町数 4町 | | 79.8 | | | | |
| 妻田南二丁目 | | 7.1 | 妻田字木売場の全部 妻田字真平田及び向市場の各一部 | 法3条 平2.9.25 自治法260条 平2.9.25 | 法3条 平2.11.5 市告示第170号 自治法260条 平2.10.30 県告示第906号 | 平2.11.26. |
| つまだにし 妻田西一丁目 | | 27.3 | 妻田字市場の全部 妻田字真平田、向市場及び中村前の各一部 | | | |
| 妻田西二丁目 | | 18.4 | 妻田字中村前及び中村の各一部 | | | |
| 妻田西三丁目 | | 19.0 | 妻田字中村、大縄下、根下及び白根の各一部 | | | |
| 新町数 4町 | | 71.8 | 三田字稻荷の一部 | | | |
| つまだきた 妻田北一丁目 | | 17.2 | 妻田字中村前の全部 妻田字伝田、大縄下及び反田の各一部 | 法3条 平3.9.25 | 法3条 平3.10.7 市告示第131号 | 平3.11.25. |
| 妻田北二丁目 | | 17.1 | 妻田字反田、瀬戸及び反田上の各一部 三田字十日市場及び十日市場向の各一部 | | | |

| | | | | | |
|----------------------|-------|---|--|--|--------------|
| 妻田北三丁目 | 19.3 | 妻田字根下の全部 妻田字反田上、大縄下及び白根の各一部 | 自治法 260 条 平 3. 9. 25 | 自治法 260 条 平 3. 11. 1 県告示第 907 号 | |
| 妻田北四丁目 | 7.3 | 妻田字白根の一部 三田字稲荷の一部 | | | |
| 新町数 4町 | 60.9 | | | | |
| おかた 岡田一丁目 | 17.7 | 岡田字北矢の全部 岡田字エガラ、高田、西ノ前及び榎戸の各一部 | 法 3 条 平 4. 9. 21 自治法 260 条 平 4. 9. 21 | 法 3 条 平 4. 10. 1 市告示第 110 号 自治法 260 条 平 4. 11. 6 県告示第 977 号 (町の区域の設定及び変更) | 平 4. 11. 24. |
| 岡田二丁目 | 15.1 | 岡田字エガラ、高田及び西ノ前の各一部 | | | |
| 岡田三丁目 | 23.6 | 岡田字中丸、辻、エガラ、高田、城際及び西ノ前の各一部 | | | |
| 岡田四丁目 | 48.1 | 岡田字城際、西ノ前、榎戸及び河原の各一部 | | | |
| 岡田五丁目 | 39.3 | 岡田字境田、原田、城際及び河原の各一部 | | | |
| 旭町四丁目 | 1.1 | 岡田字榎戸の一部 | | | |
| 新町数 5町 | 144.9 | | | | |
| とむろ 戸室一丁目 | 23.3 | 厚木字戸室境の全部 戸室字大縄下、清水先、大井、宮田、大六天、御嶽及び子神の各一部 | 法 3 条 平 7. 9. 26 自治法 260 条 平 7. 9. 26 | 法 3 条 平 7. 10. 9 市告示第 134 号 自治法 260 条 平 7. 11. 7 県告示第 698 号 (町の区域の設定及び変更並びに区域の変更及び廃止) | 平 7. 11. 20. |
| 戸室二丁目 | 19.3 | 戸室字清水先、大井、宮田、御嶽、子神、寺ヶ岡及び仲原の各一部 恩名字萱山及び大原の各一部 | | | |
| 戸室三丁目 | 11.3 | 戸室字寺ヶ岡、仲原及び茅林の各一部 恩名字大原の一部 | | | |
| 戸室四丁目 | 13.7 | 戸室字大縄下、清水先、御嶽、子神、谷頭、寺ヶ岡及び北野の各一部 林字天神の一部 | | | |
| 戸室五丁目 | 27.8 | 戸室字愛名道の全部 戸室字茅林、奥ヶ原及び北野の各一部 | | | |
| 新町数 5町 | 95.4 | | | | |
| ぬるみずにし 温水西一丁目 | 21.9 | 温水字子ノ神谷、八反田、大畑及び松久保の各一部 | 法 3 条 平 8. 12. 20 自治法 260 条 平 8. 12. 20 | 法 3 条 平 9. 1. 6 市告示第 131 号 自治法 260 条 平 9. 2. 4 県告示第 72 号 (町の区域の設定及び変更並びに同区域内の字及び町の区域の廃止) | 平 9. 2. 17 |
| 温水西二丁目 | 15.8 | 温水字三反町、高坪、八反田及び子ノ神谷の各一部 毛利台一丁目の各一部 | | | |
| 新町数 2町 | 37.7 | | | | |
| まつかげ ^{だい} 台 | 23.9 | 上荻野字泉、原谷、松蔭及び王子原の各一部 | 法 3 条 平 9. 9. 30 | 法 3 条 平 9. 10. 14 市告示第 105 号 | 平 9. 11. 17 |

| | | | | | |
|------------------|--------------|--|--|---|--------------|
| みはる野一丁目 | 19.2 | 上荻野字東谷山附、東小谷、大谷、関谷及び東の各一部 | 自治法 260 条 平 9. 9. 30 | 自治法 260 条 平 9. 10. 7 市告示第 101 号 (町の区域の設定並びに町及び字の区域の変更) | 平 9. 11. 17 |
| みはる野二丁目 | 15.0 | 上荻野字東小谷、大谷、関谷、原谷及び檜谷の各一部 | | | |
| 鳶尾五丁目 新町数 3町 | 0.8 58.9 | 上荻野字東谷山附、東及び山王山の各一部 | | | |
| 緑ヶ丘五丁目 新町数 1町 | 24.0 24.0 | 温水字奥原、上原及び中原飯山字秣野、九十九塚、東小金及び小金の各一部 | 法 3 条 平 10. 9. 22 自治法 260 条 平 10. 9. 22 | 法 3 条 平 10. 9. 25 市告示第 99 号 自治法 260 条 平 10. 9. 25 市告示第 97 号 (町の区域の設定並びに字の区域の変更及び廃止) | 平 10. 11. 9 |
| 宮の里一丁目 | 1.6 | 中荻野字髯谷の全部 中荻野字尼寺の一部 飯山字根岸の一部 宮の里二丁目の一部 | 法 3 条 平 10. 9. 22 自治法 260 条 平 10. 9. 22 | 法 3 条 平 10. 9. 25 市告示第 98 号 自治法 260 条 平 10. 9. 25 市告示第 100 号 (町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止) | 平 10. 11. 9 |
| 宮の里二丁目 新町数 ー | 0.1 1.7 | 中荻野字尼寺の一部 飯山字根岸及び上根岸の各一部 | | | |
| 及川一丁目 | 14.5 | 及川字下向原及び舞台の全部 及川字山ノ上、中向原、伊勢宮、下向田、宮ノ下、脇田及び三河尻の各一部 妻田西三丁目の一部 妻田字白根の一部 | 法 3 条 平 12. 10. 10 自治法 260 条 平 12. 10. 10 | 法 3 条 平 12. 10. 10 市告示第 163 号 自治法 260 条 平 12. 10. 10 市告示第 164 号 (町の区域の設定及び変更並びに字の廃止) | 平 12. 11. 13 |
| 及川二丁目 | 20.3 | 及川字上向原、淡島上、中向田、上向田及び金谷下の全部 及川字中向原、伊勢宮、下向田、宮ノ下、十二天下、久保田、竹ノ鼻及び小山の各一部 | | | |
| 妻田西三丁目 新町数 2町 | 0.3 35.1 | 及川字山ノ上の一部 妻田字白根の一部 | | | |
| 林一丁目 | 12.4 | 林字下向田、中向田、勝見田、南、及び天神の各一部 戸室字宮田の全部 戸室字子神の一部 吾妻町の一部 | 法 3 条 平 12. 12. 21 自治法 260 条 平 12. 12. 21 | 法 3 条 平 12. 12. 25 市告示第 218 号 自治法 260 条 平 12. 12. 25 市告示第 217 号 (町の区域の設定及び変更並びに字の区域の変更及び廃止) | 平 13. 2. 5 |
| 林二丁目 | 18.3 | 林字大坂上、愛名海道の全部 林字勝見田、天神及び南の各一部 戸室字子神の一部 戸室字谷頭の一部 | | | |
| 林三丁目 | 20.7 | 林字寺谷及び金井の全部 林字南及び北の各一部 及川字穴口の一部 | | | |
| 林四丁目 | 19.1 | 林字天神、南、勝見田、中向田、北及び上向田の各一部 及川字穴口及び廣町の各一部 | | | |
| 林五丁目 | 17.9 | 林字勝見田、中向田、上向田、及び井田の各一部 及川字穴口の一部 | | | |

| | | | | | |
|------------------|--------|---|--|---|-------------|
| 戸室四丁目 | 0. 1 | 林字天神の一部 戸室字谷頭の一部 | | | |
| 吾妻町 | 0. 3 | 妻田字真平田の一部 林字下向田の一部 | 法3条 平12. 12. 21 自治法260条 昭54. 9. 25 | 法3条 平12. 12. 25 市告示第218号 自治法260条 昭54. 10. 23 県告示第907号 (町の区域の変更及び字の区域の変更) | 平13. 2. 5 |
| | | 林字下向田の一部 | 法3条 平12. 12. 21 自治法260条 平12. 12. 21 | 法3条 平12. 12. 25 市告示第218号 自治法260条 平12. 12. 25 市告示第217号 (町の区域の設定及び変更並びに字の区域の変更及び廃止) | 平13. 2. 5 |
| 新町数 5町 | 88. 8 | | | | |
| さんだみなみ 三田南一丁目 | 8. 8 | 三田字道慶塚、沖田、根岸、稲荷、山ノ根、根岸下、屋際及び白山の各一部 | 法3条 平15. 3. 26 自治法260条 平15. 3. 26 | 法3条 平15. 3. 27 市告示第39号 自治法260条 平15. 3. 28 市告示第47号 (町の区域の設定及び字の廃止) | 平15. 5. 12 |
| 三田南二丁目 | 13. 4 | 三田字原出口、塚ノ下及び稲荷の各一部 | | | |
| 三田南三丁目 | 17. 8 | 三田字山ノ根、曾根、原出口、塚ノ下及び根岸の各一部 下荻野字西下原の一部 | | | |
| 新町数 3町 | 40. 0 | | | | |
| おんな 恩名一丁目 | 32. 9 | 恩名字川本、下り町の全部 恩名字大井、仲町の各一部 | 法3条 平17. 3. 18 自治法260条 平17. 3. 18 | 法3条 平17. 10. 3 市告示第222号 自治法260条 平17. 10. 3 市告示第221号 | 平17. 11. 14 |
| 恩名二丁目 | 18. 6 | 恩名字萱山の全部 恩名字大井、中原、大原の各一部 | | | |
| 恩名三丁目 | 18. 2 | 恩名字仲町、中原、西耕地の各一部 温水字町田の一部 | | | |
| 恩名四丁目 | 27. 0 | 恩名字大原、片岸、尼寺原 沖原の各一部 | | | |
| 恩名五丁目 | 20. 9 | 恩名字尼寺原、沖原の各一部 温水字中原、下原、浅間山の各一部 | | | |
| 新町数 5町 | 117. 6 | | | | |
| あいこう 愛甲一丁目 | 16. 2 | 愛甲字御屋敷添、堂山及び宮ノ前の各一部 | 法3条 平24. 3. 16 自治法260条 平24. 3. 16 | 法3条 平24. 8. 21 市告示第166号 自治法260条 平24. 3. 26 市告示第64号 | 平24. 11. 5 |
| 愛甲二丁目 | 16. 3 | 愛甲字茱萸田、堂山、宮添及び宮ノ前の各一部 | | | |
| 愛甲三丁目 | 19. 0 | 愛甲字新町、佃、中ノ御所、堀添、宮添及び宮東の各一部 | | | |

| | | | | | |
|----------------------------------|-------|--|--|---|-----------|
| 愛甲四丁目 | 12.7 | 愛甲字御屋敷添、茱萸田及び堂山の各一部 | | | |
| <small>あいこうひがし</small> 愛甲東一丁目 | 13.4 | 愛甲字片町、宿、田谷及び宮ノ前の各一部 | | | |
| 愛甲東二丁目 | 11.8 | 愛甲字片町、宿、佃、仲町、宮添及び宮ノ前の各一部 | | | |
| 愛甲東三丁目 | 24.3 | 愛甲字片町、上町、田谷及び仲町の各一部 | | | |
| <small>あいこうにし</small> 愛甲西一丁目 | 12.9 | 愛甲字御屋敷添、金地、茱萸田、堂山及び堀添の各一部 | | | |
| 愛甲西二丁目 | 11.3 | 愛甲字御屋敷添、登畑及び聖木の各一部 | | | |
| 愛甲西三丁目 | 21.2 | 愛甲字御屋敷添、金地、川久保、登畑及び聖木の各一部 | | | |
| 新町数 10町 | 159.1 | 小野字赤坂及び中曽根の各一部 | | | |
| <small>しもえち</small> 下依知一丁目 | 15.7 | 下依知字吾妻及び字道満、字稻荷上、字仲道、字西ノ久保の各一部 金田字牛久保、字上ノ原、字下夕原の各一部 | 法3条 平27.12.22 自治法260条 平27.12.22 | 法3条 平28.7.13 市告示第174号 自治法260条 平27.12.28 市告示第295号 | 平28.10.11 |
| 下依知二丁目 | 16.6 | 下依知字宮ノ腰、字稻荷上、字仲道、字西ノ久保、字八幡上、字堂坂の各一部 中依知字下原の一部 | | | |
| 下依知三丁目 | 13.8 | 下依知字大久祢、字出口及び字八幡上、字堂坂、字道上、字道下、字御岳、字寺前、字大六天下、字相模川附の各一部 金田字金ノ御嶽、字神明の各一部 | | | |
| 新町数 3町 | 46.1 | | | | |
| <small>さんだ</small> 三田一丁目 | 6.5 | 三田字山ノ根並びに字曾根、字道慶塚及び字中原の各一部 | 法3条 平30.12.21 自治法260条 平30.12.21 | 法3条 令1.7.10 市告示第294号 自治法260条 平30.12.27 市告示第359号 | 令1.10.15 |
| 三田二丁目 | 11.8 | 三田字山王上並びに字道慶塚及び字中原の各一部 下荻野字東下原の一部 | | | |
| 三田三丁目 | 12.2 | 三田字上ノ原、字寺ノ脇及び字中原の各一部 | | | |
| 新町数 3町 | 30.5 | 下荻野字上原及び字東下原の各一部 | | | |

| | | | | | |
|-------------------|-------|--|--|---|----------|
| いいやまみなみ 飯山南一丁目 | 22.5 | 飯山字東小金及び字台地堂の全部並びに字駒ヶ原西、字駒ヶ原、字南新開、字小金、字西小金、字台地堂西、字平山及び字平山台の各一部 | 法3条 令3.12.23 自治法260条 令3.12.23 | 法3条 令4.7.19 市告示第237号 自治法260条 令4.1.4 市告示第1号 | 令4.10.11 |
| 飯山南二丁目 | 22.9 | 飯山字扇原及び字下里見の全部並びに字里見台、字台ノ岡、字駒ヶ原西、字台地堂西、字簾谷裏、字平山、字中簾谷及び字上簾谷の各一部 | | | |
| 飯山南三丁目 | 38.5 | 飯山字西台、字辻下、字衣紋原、字里見台、字上簾谷、字辻ノ上、字辻越及び字辻の各一部 | | | |
| 飯山南四丁目 | 17.7 | 飯山字東台、字西登山、字古松上及び字台ノ上の全部並びに字千頭道上、字上河原、字西台下、字東台下、字樋ヶ崎、字登山、字元林、字赤坂上、字古松下、字西台、字台ノ岡及び字駒ヶ原西の各一部 | | | |
| 飯山南五丁目 | 41.5 | 飯山字東台、字西登山、字古松上及び字台ノ上の全部並びに字千頭道上、字上河原、字西台下、字東台下、字樋ヶ崎、字登山、字元林、字赤坂上、字古松下、字西台、字台ノ岡及び字駒ヶ原西の各一部 | | | |
| 新町数 5町 | 143.1 | | | | |

※平成9年4月1日以降、地方自治法第260条の告示権限は県から市に移譲されました。
 ※平成24年4月1日以降、地方自治法第260条の告示は第二次地方分権改革により法改正され
 市で告示を行うことになりました。

住居表示街区案内板設置状況

No1

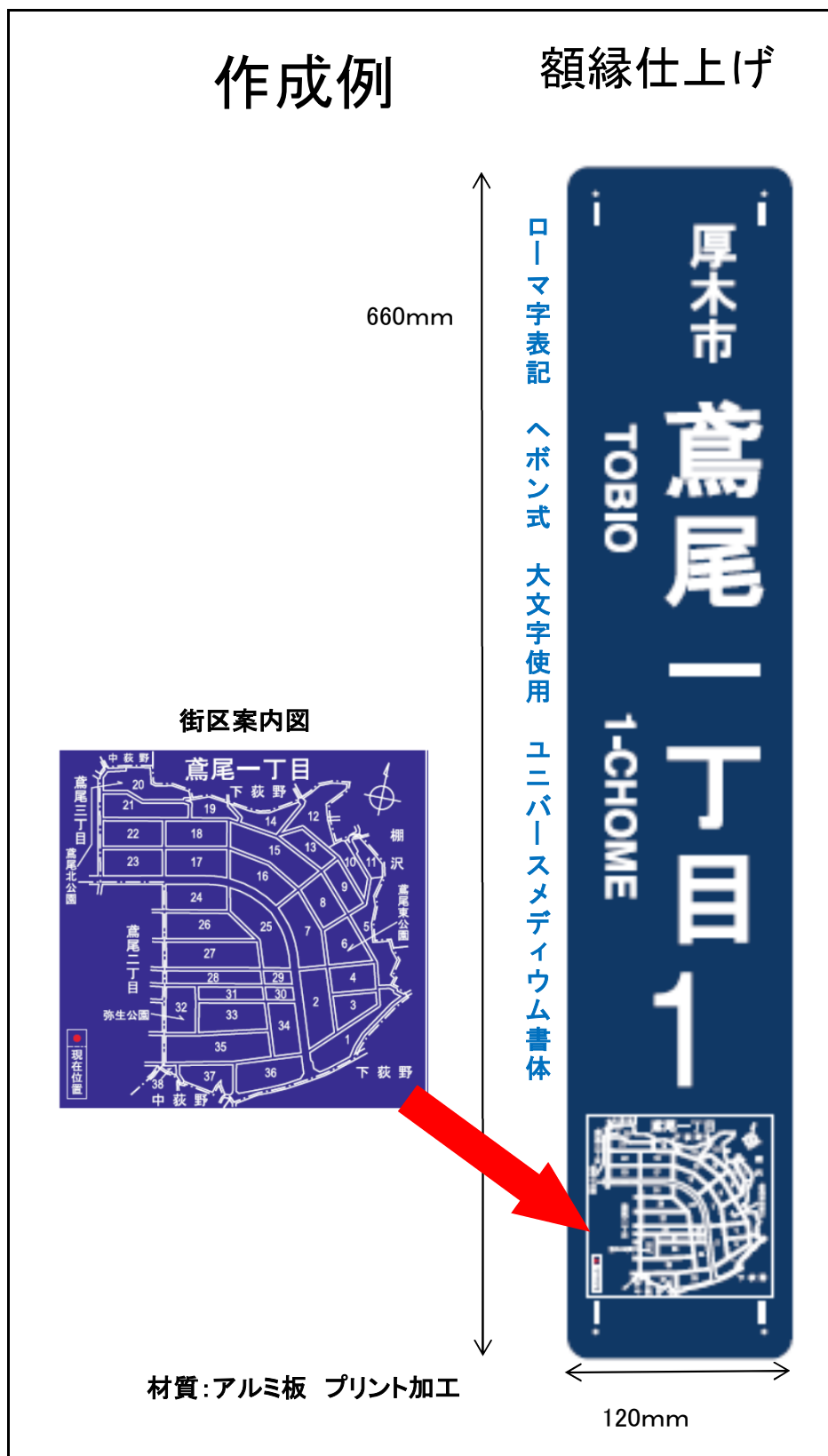
| 町名 | 設置数 | 種別 | 町名 | 設置数 | 種別 | 町名 | 設置数 | 種別 |
|--------|-----|----|----------|-----|----|--------------|-----|----|
| 松枝一丁目 | 1 | | 鳶尾三丁目 | | | 温水西一丁目 | 2 | |
| 松枝二丁目 | | | 鳶尾四丁目 | 2 | | 温水西二丁目 | 1 | |
| 元町 | | | 鳶尾五丁目 | 1 | | 温水西地区計 | 3 | |
| 東町 | | | 鳶尾地区計 | 5 | | まつかげ台 | 1 | |
| 厚木町 | | | 宮の里一丁目 | 1 | | みはる野一丁目 | 1 | |
| 寿町一丁目 | | | 宮の里二丁目 | 1 | | みはる野二丁目 | 1 | |
| 寿町二丁目 | | | 宮の里三丁目 | | | まつかげ、みはる野地区計 | 3 | |
| 寿町三丁目 | | | 宮の里四丁目 | 1 | | 及川一丁目 | | |
| 水引一丁目 | | | 宮の里地区計 | 3 | | 及川二丁目 | 1 | |
| 水引二丁目 | | | 森の里若宮 | 1 | | 及川地区計 | 1 | |
| 栄町一丁目 | | | 森の里青山 | | | 林一丁目 | 1 | |
| 栄町二丁目 | | | 森の里一丁目 | 3 | | 林二丁目 | 1 | |
| 吾妻町 | | | 森の里二丁目 | 2 | | 林三丁目 | 1 | |
| 中町一丁目 | | | 森の里三丁目 | 3 | | 林四丁目 | 1 | |
| 中町二丁目 | | | 森の里四丁目 | 3 | | 林五丁目 | 1 | |
| 中町三丁目 | | | 森の里五丁目 | 3 | | 林地区計 | 5 | |
| 中町四丁目 | | | 森の里地区計 | 15 | | 三田南一丁目 | 1 | |
| 田村町 | | | 妻田南一丁目 | | | 三田南二丁目 | 1 | |
| 駅北地区計 | 1 | | 妻田東一丁目 | 1 | | 三田南三丁目 | | |
| 幸町 | | | 妻田東二丁目 | 1 | | 三田南地区計 | 2 | |
| 泉町 | | | 妻田東三丁目 | 1 | | 恩名一丁目 | 2 | |
| 旭町一丁目 | | | 妻田東ブロック計 | 3 | | 恩名二丁目 | 1 | |
| 旭町二丁目 | 1 | | 妻田南二丁目 | | | 恩名三丁目 | | |
| 旭町三丁目 | | | 妻田西一丁目 | | | 恩名四丁目 | 1 | |
| 旭町四丁目 | | | 妻田西二丁目 | 1 | | 恩名五丁目 | 1 | |
| 旭町五丁目 | | | 妻田西三丁目 | 1 | | 恩名地区計 | 5 | |
| 南町 | | | 妻田西ブロック計 | 2 | | 愛甲一丁目 | 1 | |
| 駅南地区 | 1 | | 妻田北一丁目 | 1 | | 愛甲二丁目 | | |
| 王子一丁目 | 1 | | 妻田北二丁目 | | | 愛甲三丁目 | 3 | |
| 王子二丁目 | 1 | | 妻田北三丁目 | 1 | | 愛甲四丁目 | | |
| 王子三丁目 | | | 妻田北四丁目 | 1 | | 愛甲東一丁目 | 1 | |
| 王子地区計 | 2 | | 妻田北ブロック計 | 3 | | 愛甲東二丁目 | 1 | |
| 毛利台一丁目 | 1 | | 岡田一丁目 | 1 | | 愛甲東三丁目 | | |
| 毛利台二丁目 | | | 岡田二丁目 | 1 | | 愛甲西一丁目 | | |
| 毛利台三丁目 | 1 | | 岡田三丁目 | 1 | | 愛甲西二丁目 | 1 | |
| 毛利台地区計 | 2 | | 岡田四丁目 | | | 愛甲西三丁目 | 1 | |
| 緑ヶ丘一丁目 | | | 岡田五丁目 | 1 | | 愛甲地区計 | 8 | |
| 緑ヶ丘二丁目 | 1 | | 岡田地区計 | 4 | | 下依知一丁目 | 1 | |
| 緑ヶ丘三丁目 | | | 戸室一丁目 | | | 下依知二丁目 | 1 | |
| 緑ヶ丘四丁目 | 1 | | 戸室二丁目 | 1 | | 下依知三丁目 | 1 | |
| 緑ヶ丘五丁目 | 1 | | 戸室三丁目 | 1 | | 下依知地区計 | 3 | |
| 緑ヶ丘地区計 | 3 | | 戸室四丁目 | 1 | | 三田一丁目 | 1 | |
| 鳶尾一丁目 | 1 | | 戸室五丁目 | | | 三田二丁目 | 1 | |
| 鳶尾二丁目 | 1 | | 戸室地区計 | 3 | | 三田三丁目 | 1 | |

住居表示街区案内板設置状況

No2

| 町名 | 設置数 | 種別 | 町名 | 設置数 | 種別 | 町名 | 設置数 | 種別 |
|--------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|
| 三田地区計 | 3 | | | | | | | |
| 飯山南一丁目 | 2 | | | | | | | |
| 飯山南二丁目 | 1 | | | | | | | |
| 飯山南三丁目 | 1 | | | | | | | |
| 飯山南四丁目 | 1 | | | | | | | |
| 飯山南五丁目 | 1 | | | | | | | |
| 飯山地区計 | 6 | | | | | | | |
| 合計 | 86 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

街区表示板参考図



厚木市住居表示関係法令例規集



住居表示に関する法律

昭和37年5月10日法律第119号
改正 昭和42年7月25日法律第81号
改正 昭和42年8月10日法律第133号
改正 昭和58年12月10日法律第83号
改正 昭和60年6月14日法律第59号
改正 平成11年12月22日法律第160号
改正 平成26年5月30日法律第42号

(目的)

第1条 この法律は合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区及び同法第252条の20の2の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内部にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。
- (2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

- 2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。
- 3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村は、第1項及び第2項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第4条 前条第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第5条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理

な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

- 2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第5条の2 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

- 4 第2項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

- 5 市町村長は、第2項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

- 6 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

- 7 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

- 8 第2項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第1項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

第6条 何人も、住居の表示については、第3条第3項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第2項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第3条第3項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第2項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第7条 第3条第1項及び第2項の規定による住居表示の実施並びに第4条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第8条 市町村は、第3条第3項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第9条 市町村は、第3条第3項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第9条の2 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

第10条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第3条第1項及び第2項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第3条、第5条、第5条の2及び第8条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第11条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行われるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第12条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(政令への委任)

第13条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するよう努めなければならない。

(公簿の整理)

3 第3条第1項及び第2項の規定による住居表示の実施に伴う第6条第2項の公簿の記載事

項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

附 則 （昭和42年7月25日法律第81号）（抄）
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和42年8月10日法律第133号）
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第5条の2の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

（町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定）

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行われた町又は字の区域の新設等に関する処分地方自治法第260条第2項の規定による告示がなされたものについて、新法第5条の規定又は同法第12条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日（当該告示がこの法律施行の前になされた場合にあっては、この法律施行の日）から6月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第5条の2第6項の規定を準用する。

附 則 （昭和58年12月10日法律第83号）（抄）
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則 （昭和60年6月14日法律第59号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の住居表示に関する法律（以下「新法」という。）第5条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第5条の2第1項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）（抄）
（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成26年5月30日法律第42号）（抄）
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

住居表示に関する法律施行令

昭和42年8月10日政令第246号

最終改正 平成27年1月30日政令第30号

(変更の請求)

第1条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第5条の2第2項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図面2枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名し印をおした文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。

2 変更の請求をしようとする者は、その請求の内容が同一であるかどうかにかかわらず、2以上の変更の請求を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会の確認)

第2条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区選挙管理委員会とする。次頁において同じ。）に対し、法第5条の2第2項に規定する者で当該変更の請求書に署名し印を押したものの数が50人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により確認を求められた変更の請求書につき、その確認を求められた日から3日以内に同項の確認をし、当該変更の請求書にその旨を記載して市町村長に返付しなければならない。

(変更の請求の却下)

第3条 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第5条の2第2項に規定する期間を経過してされているとき、若しくは第1条第1項の規定に違反していると認められるとき、又は法第5条の2第2項に規定する者でその請求に係る変更の請求書に署名し印をおしたものの数が50人に満たない旨の前条第2項の規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。

(結果の公表)

第4条 市町村長は、変更の請求に係る地方自治法第260条第1項の規定による処分に関して、そのてん末を公表しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年1月30日政令第30号） 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

地方自治法（抄）

昭和22年 4月17日法律第67号
改正 平成23年 8月30日法律第105号

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令（抄）

昭和22年 5月 3日政令第16号
改正 昭和50年 3月14日政令第33号

（土地区画整理事業の施行地区についてする処分の効力）

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の許可の告示の日、土地改良法第54条第4項（同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日又は土地区画整理法第103条第4項（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

厚木市住居表示に関する条例

昭和40年4月1日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに、関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、又は従来に住居番号を変更し、若しくは廃止するように市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 物件その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市長が別に定める場合のほか、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかななければならない。

(1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近

(2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する付近

2 前項の表示の様式は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

厚木市住居表示に関する条例施行規則

昭和40年5月15日

規則第7号

改正 平成3年3月30日規則第7号 平成5年3月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市住居表示に関する条例（昭和40年厚木市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平3規則7・一部改正)

(街区符号及び住居番号設定等の通知)

第2条 条例第2条に規定する街区の区域の設定、変更若しくは廃止又は街区符号の変更に関する市長の通知及び条例第3条第4項に規定する住居番号の設定、変更又は廃止の通知は、第1号様式により行うものとする。

(平3規則7・一部改正)

(住居表示を必要とする建物等)

第3条 条例第3条第1項に規定する住居表示を必要とする建物その他の工作物は、次に掲げるものとし、その届け出は、第2号様式により行うものとする。

(1) 住居の用に供するもの

(2) 事務所、店舗、事業所、工場等の用に供するもの

(3) 学校、図書館、体育館、集会場等の用に供するもの

(4) 前3号に掲げるもの以外のもので市長が特に必要と認めるもの

(平3規則7・一部改正)

(住居番号設定等の申出)

第4条 条例第3条第2項に規定する住居番号の設定、変更又は廃止の申出は、第3号様式により行うものとする。

(平3規則7・一部改正)

(住居番号の表示の特例)

第5条 条例第4条第1項の市長が別に定める場合とは、棟番号を必要とする建物及び4以上の階数を有する建物に住居番号を表示する場合をいい、この場合における住居番号の表示は、当該建物の区分された部分の主要な出入口又は当該建物の外壁で道路から見やすい場所にしなければならない。

(平3規則7・全改)

(住居番号の様式)

第6条 条例第4条第2項に規定する住居番号の表示の様式は、第4号様式によらなければならない。

(平3規則7・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（平成3年規則第7号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則（平成5年規則第9号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条関係）（平3規則7・全改）

令和 年 月 日

様

厚木市長

㊟

街区符号 設定
 変更 通知書
 住居番号 廃止

街区符号 設定
 あなたの建物の 街区符号 を次のとおり変更したので、厚木市住居表示に関する条例
 住居番号 廃止

第 2 条

の規定により通知します。

第3条第4項

氏名又は名称

住所
 の表示
 所在地

新表示
 廃止
 表示
 旧

厚木市
 厚木市

町
 番 号
 丁目
 町
 番 号
 丁目

設定
 変更
 廃止

年 月 日

年 月 日

第2号様式（第3条関係）（平3規則7・全改、平5規則9・一部改正）

| | |
|---------------------------------------|--|
| 令和 年 月 日 | |
| (あて先) 厚木市長 | |
| 建物所有者 建物占有者 住所 | |
| 氏名 | |
| 建物その他工作物新築届 | |
| 厚木市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。 | |
| 建物の所在地 | |
| 建築年月日 | |
| 用途 | |

第3号様式（第4条関係）（平3規則7・全改、平5規則9・一部改正）

令和 年 月 日

（あて先）厚木市長

申請者 住所
氏名

住居番号 設定
変更 申請書
廃止

厚木市住居表示に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり住居番号の
設定
変更 を申請します。
廃止

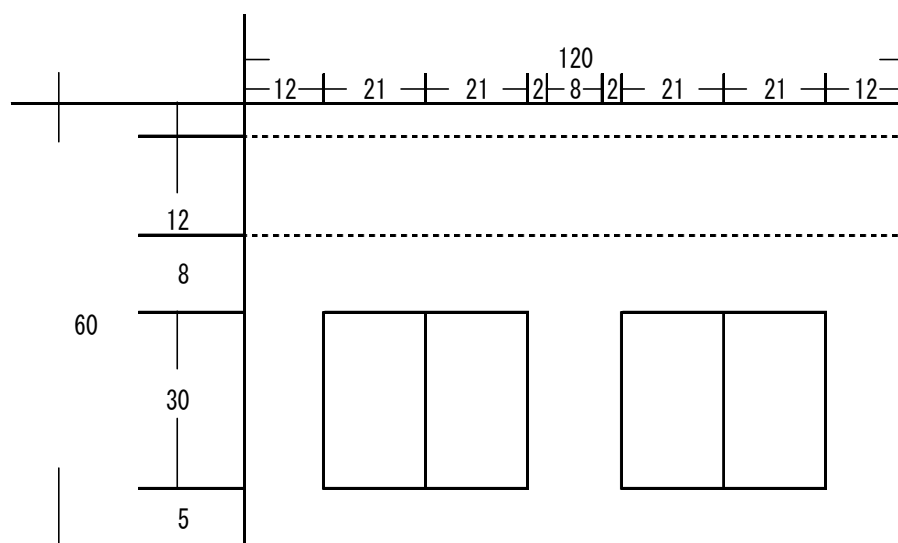
氏名又は名称

住所
の表示
所在地

設定
変更 の理由
廃止

※ 当該建物又は工作物の付近の見取図を添付してください。

第4号様式（第6条関係）（平3規則7・全改、平5規則9・一部改正）



単位：ミリメートル

- 備考 1 上部分に町名を、左部分に街区符号を、右部分に住居番号を表示するものとする。
- 2 町名、街区符号及び住居番号の部分は白色とし、その他の部分は次に掲げるもののうちいずれか一色とする。

| 慣用色名表示 | 色の三属性による表示 | |
|---------|------------|---------------|
| 灰 色 | N | 4 |
| 灰 味 赤 | 5 R | 5 / 2 |
| う す 赤 | 5 R | 6 / 4 |
| 暗 い 茶 | 1 0 R | 4 / 5 |
| 黄 茶 | 1 0 Y R | 5 . 5 / 4 . 5 |
| 暗 い 黄 緑 | 5 G Y | 5 / 5 . 5 |
| 黄 緑 | 1 0 G Y | 5 / 8 |
| に ぶ 緑 | 1 0 G | 5 / 5 . 5 |
| 青 緑 | 2 . 5 B G | 4 / 8 |
| 青味黒（鉄色） | 7 . 5 B G | 2 / 2 |
| 暗 い 青 | 2 . 5 P B | 2 . 5 / 7 |
| う す 青 紫 | 7 . 5 P B | 6 / 8 |

厚木市附属機関の設置に関する条例（抄）

昭和32年7月1日

条例第17号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 前条に規定する附属機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

別表（第2条関係）

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 |
|--------------|------------|--|-------|
| 市長 | 厚木市住居表示審議会 | 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。 | 15人以内 |

厚木市住居表示審議会規則

昭和39年4月1日

規則第2号

改正 昭和39年10月10日規則第15号 昭和47年2月16日規則第1号

昭和50年2月8日規則第2号 昭和54年10月1日規則第35号

昭和62年6月30日規則第33号 平成5年3月30日規則第10号

平成11年8月1日規則第41号 平成20年2月15日規則第8号

注 昭和50年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市住居表示審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(昭54規則35・昭62規則33・一部改正)

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係行政機関及び団体の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 実施区域内住民の代表

(昭62規則33・全改、平11規則41・一部改正)

(会長等)

第3条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(昭50規則2・昭54規則35・昭62規則33・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(昭50規則2・全改、昭62規則33・一部改正、平5規則10・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が召集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(昭54規則35・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住居表示主管課において処理する。

(昭50規則2・昭62規則33・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(昭54規則35・昭62規則33・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年規則第2号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第10号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第41号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年2月15日から施行する。

2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

厚木市住居表示実施基準

厚木市における住居表示の方法は街区方式とする。

1 町名の定め方

- (1) 町名はなるべく簡易なものとし、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいものを選択し用いる。
- (2) 新たに町名を付ける場合には、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにすること。
- (3) 町名は、単独町名又は町の実情に応じて（丁目）を付ける集合町名を採用する。
なお、集合町の場合は、丁目の数は5丁目までにとどめることを原則とするが、町の規模、地域特性を考慮した場合はこの限りではない。
また、その配列は、本厚木駅又は愛甲石田駅を中心として、これに近い町を起点とし、順次丁目をつける。
- (4) 市を通じて同一町名、類似町名又は紛らわしい町名は避けること。

2 町割の方式

町割は、地域の特性に応じ街かく（廓）式（別図1）及び結合式（別図2）とする。

3 町（丁目）の境界

- (1) 町（丁目）の境界は、道路、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設等によって定めるとともに、大字等、当該地域の歴史的経緯も勘案すること。
- (2) 境界を道路、河川、水路等によって定める場合、境界線はその側線とし、原則として、東西に通ずるものについてはその南側を、南北に通ずるものについてはその西側を採るようになすこと。

4 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界線が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないよう、簡明な境界線により区画された一団をもって形成する。
- (2) 町の規模は、市街地の用途地域、人口、家屋の密度、その他地域の発展性を考慮し、おおむね100,000平方メートルから200,000平方メートル（30,000坪から60,000坪）とする。ただし、その地域内に公園、学校、大工場、アパート等がある場合は、適宜この規模を増減するものである。

5 街区割

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設等によって区画する。ただし、私道によって画する場合においては、公衆道路として利用されているもので容易に変更されないものを採用する。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとし、おおむね3,000平方メートルから5,000平方メートル（1,000坪から1,500坪）とする。

6 街区符号の付け方

街区符号は数字を用い、本厚木駅又は愛甲石田駅を中心としてこれに近い街区を起点とし、千鳥蛇行式に付ける。

7 住居番号の付け方

(1) 基礎番号の付け方

ア 街区の境界をあらかじめ一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（基礎番号）を付ける。

イ フロンテージは5メートルから15メートルとし、地域の実状を勘案し、一辺ごとに精算する。

ウ 基礎番号は本厚木駅又は愛甲石田駅を中心として、これに近い街区の角を起点として、右回りに当該間隔に順次番号を付ける。

(2) 住居番号の付け方

ア 住居番号は、その建物の入口が面している街区の境界線上の基礎番号とする。

イ 当該建物が街区の境界線に直面していない場合は、通路が街区の境界線上に有する基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。

ウ 建物の入口又は通路の中心に基礎番号の境目がある場合は、小さい数字の基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。

エ 建物に主要な入口が二つ以上あるときは、入口一つを認定し、その入口に面している街区の境界線上の基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。

オ 住居番号を付けるべき建物の種類は、人の住んでいない倉庫等でも独立建物としてある場合は、住居番号を付ける。

カ いずれの場合においても、同一番号による住所の混乱を避けるため、必要な措置を講ずることができる。

8 新住居表示の仕方

神奈川県厚木市〇〇町（丁目）〇番〇号

略記の場合

神奈川県厚木市〇〇町（〇一）〇一〇

9 団地における特例

地方公共団体、住宅公団等が一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名、町割、街区割及び住居番号の付け方については、次のとおり特例を認めるものとする。

(1) 町名及び町割

団地のある地域の町割については、その団地が通常の一町あるいは数町を形成する規模を有する場合は、周辺の地域との関連性等を勘案し、その団地をもって一町又は数町を形成する町割をすることができる。

この場合における町の規模については、4に掲げる事項を勘案して定める。

(2) 街区割

ア 幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）によって画され、当該団地設計上隣保区的区域として設定された区域をもって一街区とする。

イ アの街区の中に団地の部分以外の建物が入り組んで存在する場合においては、民有地を含めて街区を画するものとする。

(3) 住居番号の付け方

ア 棟番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。

イ 棟番号は、既に一定の方式によって整然と付けられているものについては、そのまま用いるものとする。

ウ 各戸の番号は、中高層の建物の場合にあつては10の例によるものとし、テラス・ハウスの場合にあつては起点となる住戸を定め、一定の方向に順序よく付けるものとする。

エ 団地内の管理事務所、集合場等の公共施設又は分譲住宅等の中高層以外の建物については、7の一般の例により付けるものとする。この場合、上記の建物に棟番号が付けられている場合にあつては(3)ウに定めるテラス・ハウスの場合の例により住居番号を付けるものとする。

10 中高層建物

中高層の建物(4階以上)であつて、構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用に供しているものについての住居表示の仕方については、次のとおりとする。

(1) 住居番号の付け方

ア 建物の道路への主たる入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 各戸の番号は、一定の順序をもって整然と付けるものとする。

(2) 新住居表示の仕方

神奈川県厚木市〇〇町(丁目)〇番〇-〇号

略記の場合

神奈川県厚木市〇〇町(〇-)〇-〇-〇

11 枝番号の特例

同一の住居番号が重複するときは、次の方法により基礎番号に枝番号を付け、住居番号とすることができるものとする。

(1) 枝番号付定の原則

ア 新築により同一の住居番号が生じるときは、当該新築建物に対し枝番号を付ける。

イ 既に住居表示がされている建物について、当該建物の所有者から枝番号を付けたい旨の申出があつたときは、枝番号を付ける。

(2) 一つの基礎番号に該当する建物が重複するときは、当該基礎番号より小さい数字の基礎番号に近い入口の建物から順次枝番号を付ける。

(3) 開発道路等により同一番号が生じる場合は、次のとおりとする。

ア 袋路状の道路より同一番号が生じる場合において、該当する基礎番号が一つのとときは、当該袋路状の道路の入口の中心を起点とし、両側線に独立したフロンテージを5メートルから10メートルの間隔で区切り、右側を奇数、左側を偶数として順次枝番号を付ける。

イ 袋路状の道路より同一番号が生じる場合において、該当する基礎番号が二つのときは、当該基礎番号ごとに、それぞれ街区境界線に接しているほうから順次枝番号を付

ける。

ウ 通り抜けのできる道路により同一番号が生じる場合においては、当該道路の中間点をもってそれぞれの基礎番号を振り分け、ア及びイと同様の方法により枝番号を付ける。

(4) (2) 及び (3) の規定にかかわらず、枝番号による住所の混乱を避けるため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(5) 新住居表示の仕方

神奈川県厚木市〇〇町 (〇丁目) 〇番〇-〇号

略記の場合

神奈川県厚木市〇〇町 (〇-) 〇-〇-〇

12 住居表示台帳

(1) 市は、住居表示を行う区域について正確な地図に基礎番号を図示した住居表示台帳を作成し、保管する。

(2) 住居表示台帳は、縮尺500分の1によるものとし、街区ごとに作成し、町(丁目)単位につづる。

13 その他

その他の事項については、法令又は総務省の定める住居表示実施基準により施行するものとする。

附 則

この基準は、昭和39年5月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年9月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年12月12日から施行する。

附 則

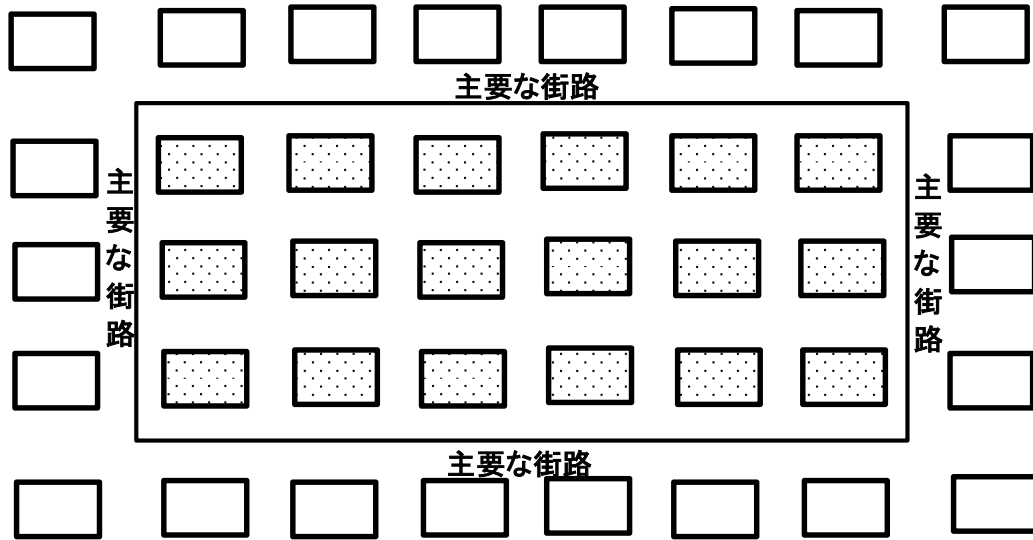
この基準は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

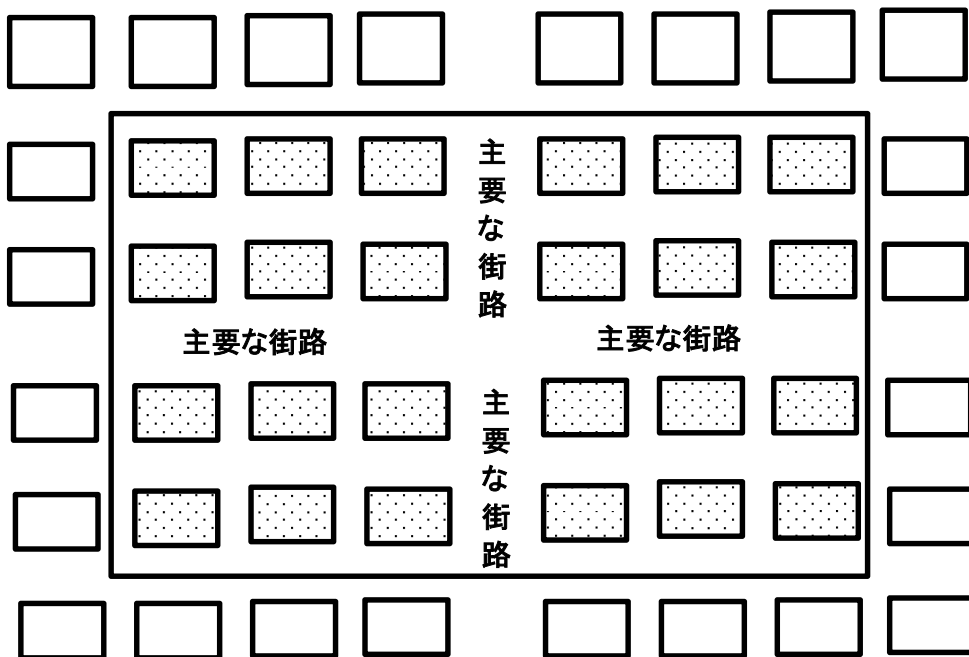
別図 1

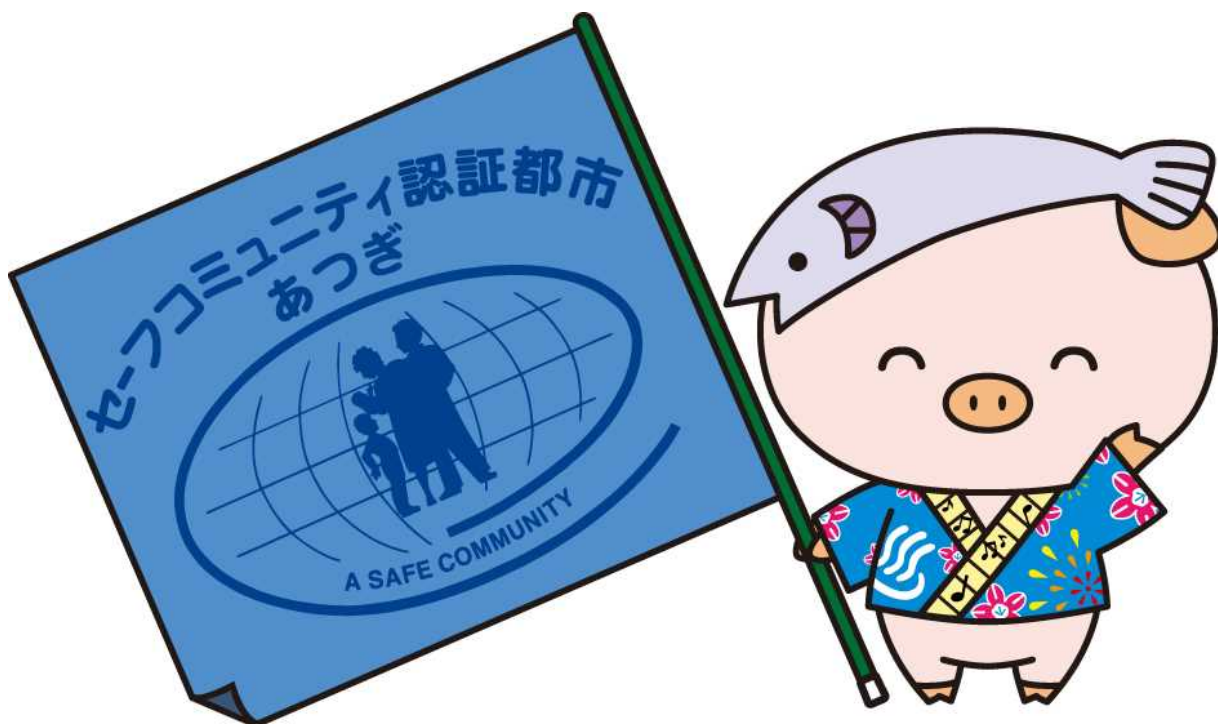
街かく(廓)式とは、数個に街区をもって町を構成するもので、町界は主として主要な街路をとるものをいう。



別図 2

結合式とは、主要な街路をさしはさんで両側に並列する数個の街画をもって町を構成するものをいう。





厚木市は、セーフコミュニティ活動を通じて
安心・安全なまちづくりを推進します。

厚木市マスコットキャラクター

あゆの回ちゃん

住居表示事業の概要

令和4年11月

厚木市 まちづくり計画部 まちづくり指導課 まちづくり指導係

厚木市中町三丁目17番17号

TEL046-225-2420(直通) FAX046-223-0166
